

寢屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領

平成31年4月改訂

寢屋川市

目 次

1	避難行動要支援者名簿取扱要領の目的	1
2	避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有について	
(1)	避難行動要支援者となる方	1
(2)	避難行動要支援者名簿に掲載する情報	1
(3)	避難行動要支援者名簿作成に必要な情報収集	1
(4)	避難行動要支援者名簿の更新	2
(5)	避難支援等関係者となる方	2
(6)	避難支援等関係者の安全確保	2
(7)	避難行動要支援者名簿の管理及び漏えいの防止対策	3

様式

1	避難行動要支援者名簿登録のご案内	5
2	避難行動要支援者名簿情報提供同意書	7
3	避難行動要支援者名簿申出書	9
4	避難行動要支援者名簿受領書	11

1 避難行動要支援者名簿取扱要領の目的

平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布されたことにより、各自治体において居住する要介護者、障害者などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」といいます。）の把握に努めること、及び避難支援などを行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

そこで、避難行動要支援者の災害時等における支援についての基本的な指針として、市が策定した地域防災計画や、平成 25 年 8 月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、「避難行動要支援者名簿取扱要領（以下「取扱要領」といいます。）」を作成し運用するものです。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有について

(1) 避難行動要支援者となる方

対象者の範囲は、原則として住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により、市の住民基本台帳に記載されており、支援を必要とする次の要介護者、障害者などで、生活の基盤が自宅にある方とします。

避難行動要支援者名簿に掲載する方の要件

- ア 要介護 3～5 の認定を受けている方
- イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方
- ウ 療育手帳 A を所持する方
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方

なお、外国人、妊産婦、乳幼児などへの支援については、必要に応じ、本取扱要領を準用して対応することとします。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載します。

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な情報収集

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市において避難行動要支援者に該当する方を把握するために、市の関係部局（危機管理室、高齢介護室、障害福祉課）で把握している要介護者や障害者などの情報を集約し、対象者

の把握に努めます。

また、市で把握していない情報については、大阪府その他の関係機関の協力を得るなどし、必要な情報の収集に努めます。

2-(5)の避難支援等関係者への情報提供を行う避難行動要支援者名簿への登録は、「避難行動要支援者名簿情報提供同意書」により、避難行動要支援者本人などから2-(5)の避難支援等関係者への個人情報の提供の同意を得ることを基本とする「手上げ方式」とします。登録に当たっては、避難支援等関係者への情報提供を行う避難行動要支援者名簿の趣旨や内容を案内し、避難行動要支援者本人の意思の確認を行います。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿を更新する期間については、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、毎月更新することで避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に維持します。また、更新された情報は、市の関係部局（危機管理室、高齢介護室、障害福祉課）で共有を図ります。

2-(5)の避難支援等関係者へ提供する避難行動要支援者名簿については、原則年1回以上更新したものを提供（交換）するものとします。

(5) 避難支援等関係者となる方

枚方寝屋川消防組合や、申出のあった地域の避難支援等関係者の方々に「避難行動要支援者名簿」の情報を提供し、各種の避難支援活動に使用します。

避難支援等関係者	共有する名簿情報
枚方寝屋川消防組合	全地域分
自主防災組織	担当地域分のみ
民生委員児童委員協議会	担当地域分のみ

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援等について、法的な責任や義務を負うものではなく、災害時においては、避難支援等関係者本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行います。市は、避難支援等関係者の安全確保にも配慮します。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理及び漏えいの防止対策

避難行動要支援者名簿の情報について、あらかじめ避難支援などの実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供します。

さらに、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、地方公共団体である枚方寝屋川消防組合以外の避難支援等関係者には、避難支援等関係者が担当する地域の避難行動要支援の名簿に限り提供します。

また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける避難支援等関係者に対しては次の事項の遵守について十分に説明し、避難支援等関係者が適切な避難行動要支援者名簿の適正な管理や利用の徹底を図るための措置を講じます。

ア 名簿の提供を受けようとする場合

市長宛てに「避難行動要支援者名簿申出書」及び「避難行動要支援者名簿受領書」を提出の上、避難行動要支援者名簿を適切に保管・管理すること。

イ 守秘義務

法律に基づく名簿情報の提供となるため、制度を実施する地域の支援者には守秘義務が課されること。

守秘義務とは、本制度によって直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に支援以外の目的で絶対に漏らさないこと。

なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様であること。

ウ 管理方法

避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に管理すること。

避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払うこと。

複製・複写は禁止であること。

エ 管理者が変わる場合は、取扱方法等について確実に引継ぎを行っていた

だき、市に必ず連絡すること。

市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時には、全て市に返却すること。

様式

避難行動要支援者名簿登録のご案内

寝屋川市では、災害が発生したとき、もしくは、災害が発生するおそれのあるときに、自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに手助け(支援)を必要とする「避難行動要支援者」の方々を支援するため、災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿」の作成を進めています。

個人情報の提供に同意された方については、平常時(災害でないとき)から地域の「避難支援等関係者」に「避難行動要支援者名簿情報提供同意書」の裏面の情報を提供し、共有します。

災害が起こったときには、日頃から共有している情報を利用して、避難支援等関係者にあなたの避難行動を支援してもらえらる可能性が高まります。しかし、災害時は不測の事態も想定され、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意をいただいたとしても、災害が起こったときに、避難支援等関係者により、必ずあなたの避難行動の支援がされるということではありません。同意をされた場合も、それぞれのご家庭で災害に対して備えておくことが大切です。

本紙「避難行動要支援者名簿登録のご案内」を御確認いただき、同封の「避難行動要支援者名簿情報提供同意書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください(切手を貼る必要はありません)。

- ※ 同意する場合も、しない場合も返送をお願いします。
- ※ 回答期日後の提出は、避難支援等関係者への情報提供が遅れる場合があります。
- ※ ご本人に、登録申込みに際し、「避難行動要支援者名簿」の登録情報を避難支援等関係者(提供先)への提供について、同意していただく必要があります。
- ※ ご本人が自分で登録手続きをすることができないときは、配偶者、兄弟姉妹、子が、ご本人に代わって手続きを行うことができます。

回答期日につきましては、同封の「避難行動要支援者名簿登録のご案内」及び「避難行動要支援者名簿情報提供同意書」の送付について」を御確認ください。

1 登録の対象者

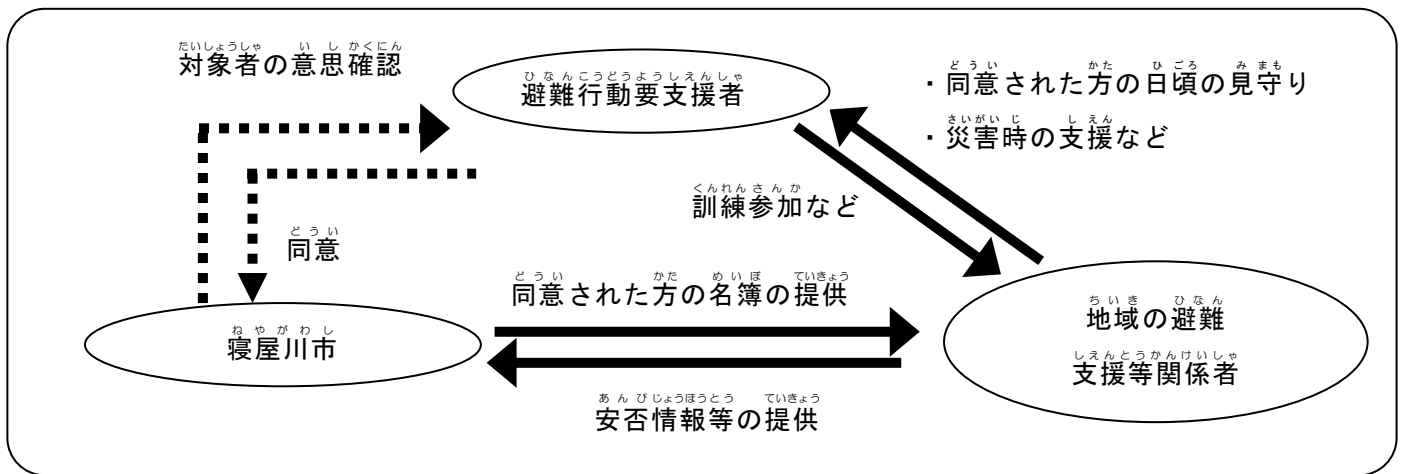
市内在住で、次のいずれかを所持し、個人情報の提供に同意された方です。

- 要介護認定3以上
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

2 避難支援等関係者（提供先）と活用方法

枚方寝屋川消防組合や、申出のあった地域の避難支援等関係者の方々に「避難行動要支援者名簿」の情報を提供し、各種の避難支援活動に使用します。

※ 避難支援等関係者・・・自主防災組織、民生委員児童委員協議会



3 避難支援等関係者に提供する情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、登録要件といった、避難支援活動を行う上で、基本となる情報を提供します。

4 個人情報の保護

災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」の情報の提供を受けた避難支援等関係者には、秘密保持義務があります。

個人情報の提供先である地域の避難支援等関係者の代表者には、個人情報の取扱いにかかる申出書を提出していただくとともに、適正に管理されるように働きかけます。

【問合せ先】寝屋川市人・ふれあい部危機管理室
住所：〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
電話：072-825-2194（直通） FAX：072-825-0334
メールアドレス：bousai@city.neyagawa.osaka.jp

避難行動要支援者名簿情報提供同意書

この同意書の「同意します」に印を付けることにより、裏面に記載するあなたの個人情報を下記の避難支援等関係者に提供します。

避難支援等関係者に関する裏面の情報を提供することにより、平常時（災害でないとき）から裏面の情報を避難支援等関係者で共有します。災害が起こったときには、日頃から共有している裏面の情報を利用して、避難支援等関係者にあなたの避難行動を支援してもらえ、可能性が高まります。しかし、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意をいただいたとしても、災害が起こったときに、避難支援等関係者により、必ずあなたの避難行動の支援がされるということではありません。同意をされた場合も、それぞれのご家庭で災害に対して備えておくことが大切です。

【あなたに関する裏面の情報を提供する提供先（避難支援等関係者）】

- 1 枚方寝屋川消防組合 全地域の方の情報を提供します。
- 2 自主防災組織 各種防災組織に、担当する地域の方の情報を提供します。
- 3 民生委員児童委員協議会 各民生委員に、担当する地域の方の情報を提供します。

上記の避難支援等関係者に裏面の私の情報を提供することに、

同意します

※ 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※ 避難支援等関係者は、名簿を利用して日常からの見守り・声かけ活動や、災害時の支援体制づくりを行うことがありますので、その際はご協力ください。

同意しません

参考までに同意しない理由について教えてください。

- 1 施設入所、長期入院であるため。
- 2 自力若しくは同居者及び近所の方等の支援で避難できる。
- 3 その他

※ ご状況に変更があった場合等は、お手数ですが、寝屋川市人・ふれあい部危機管理室までご連絡ください。

本人署名欄

年 月 日 氏 名

◆ 本人が直筆できない場合又は未成年の場合は、代理の方の署名をお願いします。

代理人氏名

（【本人との続柄】）

代理人住所

連絡先

太枠内の記入をお願いします。同意される方は、裏面の記入をお願いします。

同意される方は、太枠内情報の記入をお願いします。

フリガナ			
氏名			
生年月日	<small>めいじ 大正</small> <small>しょうわ 昭和</small> <small>へいせい 平成</small> <small>れいわ 令和</small>	年 月 日	性別
住所			
電話番号 (※代理の方でも可能)		FAX番号 (※代理の方でも可能)	
携帯電話番号 (※代理の方でも可能)		※代理の方の番号記載の場合、代理人の氏名及び登録者との関係	【代理人氏名】 【登録者との関係】
同居人の有無	<input type="checkbox"/> あり (人) <input type="checkbox"/> なし		
避難支援等を必要とする事由 (あてはまる□に✓をつけてください)	<input type="checkbox"/> 介護保険制度により要介護3・4・5と認定されている <hr/> <small>しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう がいとうないよう</small> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の該当内容 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚・言語障害 <input type="checkbox"/> 内部障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <hr/> <input type="checkbox"/> その他 ()		
支援区分 (右のA～Cのいずれかを○で囲んでください。)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 2em;"> A B C </div>		
支援区分の説明	A・・・自力で動けない方 (例)車いすなどのため、避難に介助が必要 B・・・自力で動けるが、歩行に不安がある方 (例)足腰が弱く、あるいは身体が虚弱で、避難所まで同行が必要 C・・・自力で動けるが、情報入手や避難判断に不安がある。 (例)自力で避難可能と思われるが、一人暮らしなどのため安否確認・声かけが必要		

年 月 日

避難行動要支援者名簿申出書

寝屋川市長様

私は、寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領及び裏面の趣旨をよく理解し、寝屋川市個人情報保護条例を遵守します。また、避難行動要支援者名簿を適切に保管・管理し、難行動要支援者のため有効に利用します。

なお、記載された個人情報の取扱いについては、漏えい等の事故のないように適切に管理します。

団体名又は小学校区名	
申出者住所	
申出者氏名	⑩

個人情報の管理について

市が提供する避難行動要支援者名簿には、自分が居住する地域に自分の個人情報を提供することに同意した方（地域を信頼して自分の情報を預けた方）が掲載されています。

そのため、避難行動要支援者名簿は、法律で個人情報を適切に扱うことが義務付けられていますので、個人情報の扱いは各自で責任を持って行ってください。

もし、個人情報が悪質な業者に渡ると、特に本制度の対象者である高齢者や障害のある方などは、「振り込め詐欺」などのような犯罪による被害を受ける可能性が高くなります。

また、個人情報の漏えいは、避難行動要支援者や避難支援等関係者など、本制度に関わる全ての方に大きな精神的苦痛や経済損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者名簿の情報は、次のとおり慎重に管理してください。

守秘義務	法律に基づく名簿情報の提供となるため、制度を実施する地域の支援者には守秘義務が課されます。 守秘義務とは、本制度によって直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に支援以外の目的では絶対に漏らさないことです。 なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。
管理方法	避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に管理してください。 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。 複製・複写は禁止します。
引継ぎと更新について	管理者が変わる場合は、取扱方法等について確実に引継ぎを行っていただき、 市に必ず連絡 してください。 市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時に、全て市に返却していただきます。

年 月 日

避難行動要支援者名簿受領書

寝屋川市長様

1. 寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領及び裏面の趣旨をよく理解し、寝屋川市個人情報保護条例を遵守します。
2. 避難行動要支援者名簿を適切に保管・管理し、当該避難行動要支援者のため有効に利用します。
3. 記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等の事故のないように適切に管理します。
4. 名簿更新に伴って受領する避難行動要支援者名簿についても同様の扱いとします。

上記の内容を確認し、避難行動要支援者名簿を受領しました。

団体名又は小学校区名	
受領者住所	
受領者氏名	⑩
受領名簿数	
備考	(例) ○○小学校区、××自治会

個人情報の管理について

市が提供する避難行動要支援者名簿には、自分が居住する地域に自分の個人情報を提供することに同意した方（地域を信頼して自分の情報を預けた方）が掲載されています。

そのため、避難行動要支援者名簿は、法律で個人情報を適切に扱うことが義務付けられていますので、個人情報の扱いは各自で責任を持って行ってください。

もし、個人情報が悪質な業者に渡ると、特に本制度の対象者である高齢者や障害のある方などは、「振り込め詐欺」などのような犯罪による被害を受ける可能性が高くなります。

また、個人情報の漏えいは、避難行動要支援者や避難支援等関係者など、本制度に関わる全ての方に大きな精神的苦痛や経済損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者名簿の情報は、次のとおり慎重に管理してください。

守秘義務	法律に基づく名簿情報の提供となるため、制度を実施する地域の支援者には守秘義務が課されます。 守秘義務とは、本制度によって直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に支援以外の目的では絶対に漏らさないことです。 なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。
管理方法	避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に管理してください。 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。 複製・複写は禁止します。
引継ぎと更新について	管理者が変わる場合は、取扱方法等について確実に引継ぎを行っていただき、 市に必ず連絡 してください。 市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時に、全て市に返却していただきます。